

美しい里山・海づくり に関する 基本方針



《 目 次 》

第1章 基本方針に関する基本的事項

1 策定の趣旨	1
2 基本方針の位置づけ	1
3 各主体の役割	2

第2章 環境美化活動の推進

1 広報の充実強化	4
(1) 広報の方法	4
(2) 広報の対象と内容	4
2 環境教育、環境学習の推進	6
(1) 教育機関等と連携した環境教育の推進	6
(2) 幅広い県民を対象とした環境学習の推進	6
3 県民一斉環境美化活動促進期間の設定	7
(1) 県民一斉環境美化活動促進期間の設定	7
(2) 県民一斉環境美化活動の展開	7
4 環境美化活動への支援	9
(1) 自主的な環境美化活動を促進するための支援の強化	9
(2) 顕彰の実施	10

第3章 推進体制の整備

1 県民運動の推進体制	11
2 市町等との連携	11

【参考資料】

○「美しい里山・海づくりに関する基本方針」策定の経緯	15
○やまぐちの美しい里山・海づくり条例	16
○美しい里山・海づくりに関する基本方針検討懇話会設置要綱	20
○用語解説	22

第1章 基本方針に関する基本的事項

1 策定の趣旨

近年、里山などにおける廃棄物の不法投棄や海岸における大量のごみの漂着等により美しい景観が損なわれるだけでなく、生活環境や水産業に影響を及ぼす事案も見受けられます。

このため、自治会、事業者、関係団体をはじめとする様々な主体が、道路や河川、海岸の清掃活動等に自主的に取り組むとともに、行政においても廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や不適正処理の監視指導等に取り組んできたところです。

しかしながら、本県の恵み豊かな美しい自然や良好な景観を将来の世代に引き継いでいくためには、各主体の連携と協働の下、これまで以上に環境美化に関する取組を進めていく必要があります。

こうしたことから、平成22年12月に、本県3例目となる議員提案の政策条例として、県民、事業者、関係団体、市町、県が一体となって、県民総参加による環境の美化及び保全に係る運動を展開し、健全で恵み豊かな快適環境県やまぐちの創造を目指す「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」（以下「条例」という。）が制定されました。環境美化の課題は、里山から河川、海まで深く関連しており、この条例は、里山や水源、海洋等の県土全体の美観の保持及び回復を対象とした全国で初めて条例です。

県では、条例の基本理念を具体化するとともに、里山、河川、海岸、海洋、水源等を対象とした美化活動が連携して行われるなど、実効性ある環境美化施策を推進するために、この基本方針を策定しました。

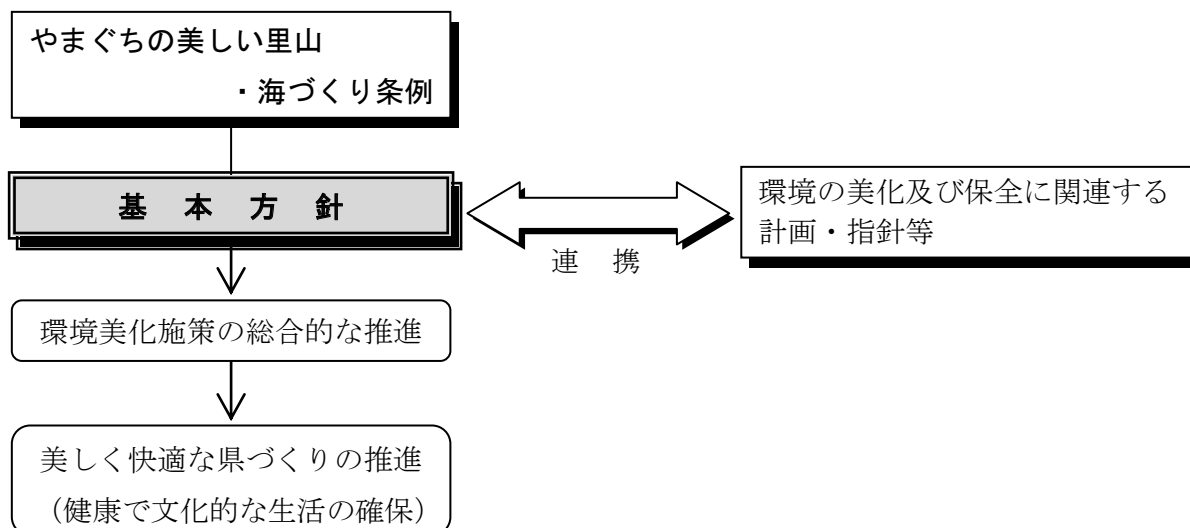
今後、基本方針により、美しく快適な県づくりが推進され、もって、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するという、条例の目的が達成されることを期待するものです。



2 基本方針の位置づけ

この基本方針は、条例第8条の規定に基づき策定します。

なお、基本方針に基づく環境美化施策の推進に当たっては、「やまぐち環境創造プラン（山口県環境基本計画）」、「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」及びその他の関係計画・指針等と連携を図ります。



3 各主体の役割

県民、事業者、関係団体、市町、県は、その責務又は役割を自覚し、相互に連携を図りながら協働することにより、県民総参加による環境の美化及び保全に係る運動を展開します。

《県の役割》

県は、市町や関係機関と連携し、基本方針に基づく環境美化施策を総合的かつ計画的に推進します。

このため、県民、事業者及び関係団体等の自主的、自発的な環境美化活動を促進するための県民一斉環境美化活動促進期間の設定や、広報・啓発活動、情報の提供、学習の振興等に取り組むとともに、廃棄物の不法投棄を防止するため、監視指導の強化を図ります。

また、国又は他の地方公共団体に対し、所要の措置を講ずるよう要請を行います。

さらに、環境美化活動を県民運動として広く展開するため、その推進母体となる「環境やまぐち推進会議」を運営します。

《市町の役割》

市町は、県民、関係団体、事業者と日常的に深い関わりを持っていることから、関係団体等との連絡調整や回収したごみの処理、廃棄物の不法投棄を防止するための監視指導や広報、啓発など、地域における環境美化活動を促進するための必要な措置を講じるよう努めるものとします。

また、地域独自の活動促進期間の設定やアダプト制度等の環境美化に関するボランティア活動の促進など、地域の実情に応じた措置を講じるよう努めるものとします。

《事業者の役割》

自らの事業活動による環境への影響を配慮し、環境美化活動等の重要性について従業員の意識の啓発に努めるとともに、事業所や事務所周辺の清掃、美観の保持及び回復に努めるものとします。

また、事業所や事務所のある自治会等の清掃活動への参加や、県及び市町が行う環境美化施策に積極的に協力するものとします。



事業者による清掃活動

《県民の役割》

県民一人ひとりが環境への負荷を極力少なくするため、ごみの減量化やポイ捨ての禁止、生活排水の浄化など、日常生活において環境の美化及び保全に努めるものとします。

また、日常生活の中で環境美化の重要性について学び、理解を深めるとともに、県、市町、自治会等の関係団体による地域の環境美化活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

《関係団体の役割》

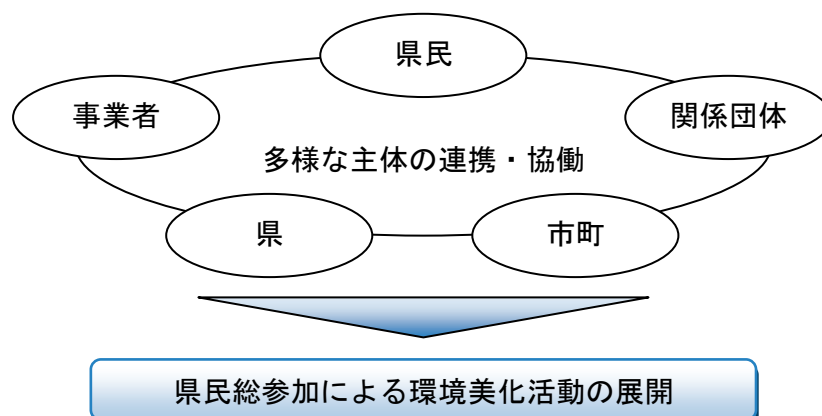
環境に関するNPO法人や公益法人、自治会等は、地域における環境美化活動の実践組織として、県や市町と連携・協働しながら、地域における環境美化活動の一層の活性化を図るとともに、関係団体間のネットワーク等を活かした広域的な取組に努めるものとします。



自治会における清掃活動



(社)山口県産業廃棄物協会による清掃活動



第2章 環境美化活動の推進

県民、事業者、関係団体及び行政が、美しく快適な県づくりを目指し、自主的、自発的に環境美化活動を推進します。

1 広報の充実強化

(1) 広報の方法

県民の環境美化活動に取り組む気運の醸成と実践活動への参加を促進するため、市町、教育機関、関係団体等との連携を図りながら、誰もが環境美化活動の情報を入手できるよう、さまざまな方法を用いた広報、啓発を推進します。

- 行政の広報媒体やポスター、パネル、のぼり等の啓発資材による啓発
- テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による情報発信
- 環境美化実践活動やイベントでの啓発、情報発信
- 民間企業と連携した情報発信
- Webを活用した環境美化活動の情報ネットワークの構築

(2) 広報の対象と内容

県民をはじめ、県内に滞在・通過する者、事業者及び土地所有者等が美しい自然や良好な景観への関心を高め、自主的な活動が展開されるよう、積極的な広報、啓発を推進します。

《県民に対する啓発》

全ての県民が日常生活において環境美化及び保全に配慮するとともに、積極的な活動が実践されるよう、広報、啓発を推進します。

- 自宅周辺の自主的な環境美化活動の実践
- 3Rや適正処理の推進
 - ・ごみの正しい分別方法
 - ・マイバック持参等による容器包装廃棄物の削減
 - ・食品ロスの削減や生ごみリサイクルの推進
 - ・外出時に発生したごみの持ち帰り
- 県、市町が実施する環境美化施策や地域における環境美化活動への参加・協力
- その他、本県の美観の保持及び回復に必要な事項

《ドライバー・観光客等に対する啓発》

県内の道路や観光地等の美観の保持及び回復のため、道路管理者、警察、旅客運送事業者、観光事業者、観光協会等の関係機関との連携により、ドライバーや観光客等のマナーの向上を図るための、ごみのポイ捨て防止、ごみの持ち帰り等に関する広報、啓発を推進します。

《事業者に対する啓発》

自らの事業活動を行うに当たり、積極的な環境美化活動が実践されるよう、広報、啓発を推進します。

○環境美化活動に関する従業員教育の実施

○環境美化活動の実施、参加・協力

- ・事業所や事務所周辺の環境美化活動や自社所有森林等の整備活動の実施
- ・県、市町、自治会等が実施する環境美化活動への参加・協力、支援
- ・NPO法人、ボランティア団体等の環境美化活動への参加・協力、支援

○自らが排出する廃棄物の3R・適正処理の推進

○その他、本県の美観の保持及び回復に必要な事項

《海岸や河川の管理者、里山の所有者など、土地占有者等に対する啓発》

土地の占有者又は管理者に対し、管理する土地へのごみの不法投棄等を防止するため、土地出入口の管理や清掃活動に関する広報、啓発を推進します。

また、本県の里山、棚田、海岸等の美観を保持していくため、それぞれの占有者又は管理者に対して、必要な取組が実践されるよう、広報、啓発を推進します。

《イベント主催者等に対する啓発》

イベントの開催に伴うごみの発生を抑制するためには、主催者自らが環境に配慮した取組を進めるとともに、来場者による取組への協力が必要であることから、イベント主催者等に対して、ごみの発生防止やごみの持ち帰りなど、環境配慮型イベントが実践されるよう、広報、啓発を推進します。

2 環境教育、環境学習の推進

平素から環境の美化・保全の意識を持ち、様々な活動等に参加し、実践する人材を育成するため、環境教育、環境学習を推進します。

(1) 教育機関等と連携した環境教育の推進

実践活動への参加を促すため、市町や教育機関、環境美化活動団体等と連携し、環境教育を推進します。

○里山、棚田、海岸等の地域資源の美化・保全の重要性はもとより、地域の人々の暮らしと環境の繋がりなど、伝統や文化に関する環境教育の実施

○日韓海峡沿岸の児童・生徒や学生等による自然環境の保全に関する学習会や意見交換会の開催

○学校教育としての海辺での漂着ごみ調査の実施

○水源の涵養や県土の保全など、森林の持つ多面的な機能に関する森林体験学習の開催

○環境に関する実践活動を行う学校（やまぐちエコリーダースクール）の取組の普及促進



漂着ごみの計量

(2) 幅広い県民を対象とした環境学習の推進

環境に関して県民が幅広く関心を持ち、理解を深める機会を享受できるよう、環境学習推進センター等と連携し、地域における環境学習を推進、支援します。

○「環境学習指導者バンク制度」を活用した学習指導者の派遣など、地域で自主的に行われる環境学習の支援

○家庭、学校、地域社会等において、誰もが体験学習会等を開催、実践できるよう、「こども環境学習プログラム」や「環境学習プログラム」など、必要となる資機材の支援

○各種イベントにおいて、環境に関する取組を楽しみながら体験、学習できる場の提供

○県職員等による県民の要望に応じた環境美化に関する出前講座の実施



こども環境学習プログラム

3 県民一斉環境美化活動促進期間の設定

県民の意識の高揚を図り、環境美化活動を県民運動として定着させていくため、活動促進期間を定め、幅広い実践活動を展開します。

(1) 県民一斉環境美化活動促進期間の設定

県民一斉環境美化活動促進期間は、県下全域を対象とした期間と地域において独自に設定する期間を設けることにより、環境美化活動を効果的に推進します。

《県下全域を対象とした期間の設定》

県内外から多くの来場者がある大規模イベントでは、環境美化活動への意識の醸成、実践活動の拡大・定着が期待できることから、各年度において、大規模イベントの開催に合わせた活動促進期間を設定し、公表します。

また、大規模イベントが開催されない年度においては、当該年度の重点取組を定め、その取組内容にふさわしい期間を設定します。

《地域の活動を促進するための地域独自の期間の設定》

これまで各地域で里山、河川、道路、海岸、港湾等を対象とした環境美化活動が実施されており、こうした実践活動の連携、拡大を図るため、活動状況に応じた地域独自の活動促進期間の設定に努めます。

なお、期間の設定に当たっては、地域の主な実施主体である市町が関係機関との連携、調整により決定し、公表するよう努めます。

(2) 県民一斉環境美化活動の展開

活動促進期間中に、より多くの県民、関係団体、事業者等の参加が得られるよう、効果的な環境美化イベント等の開催や広報、啓発を推進します。

○幅広い主体が連携・協働した「県下一斉クリーンアップ活動」など、活動促進期間の趣旨に沿った取組の展開



県下一斉クリーンアップ活動

○環境月間や道路ふれあい月間、河川海岸愛護月間等における道路、河川、海岸等の美化・保全に関する取組の展開



道路、河川等の清掃活動

○日本海沿岸の関係自治体が連携・協働した海岸漂着ごみの広域的な一斉清掃活動の実施

○自然公園や観光地等におけるごみの持ち帰りの呼びかけや環境美化活動の実施

○若い世代や親子などの幅広い県民の参加を促進するためのイベント形式による環境美化活動の実施

○学校の児童会・生徒会や部活動等による敷地周辺の清掃活動の促進

○「小さな親切」運動など、NPO法人、自治会、学校、事業者、関係団体等と連携して実施する環境美化活動の促進



日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃



親子等が参加する環境美化活動

4 環境美化活動への支援

県民、事業者及び関係団体等の自主的、自発的な環境美化活動の取組を、より一層活性化していくため、情報提供や技術的助言等の支援を強化します。

(1) 自主的な環境美化活動を促進するための支援の強化

全ての主体が積極的に環境美化活動に参加し、活動できるよう、参加者や活動場所等に応じた適切な支援を実施します。

《地域に密着した取組への支援》

環境美化活動を活性化するため、地域の実情に応じた取組等を支援します。

○県民や事業者等のボランティアが地域の道路等を主体的に管理、清掃するアダプト制度等の活動支援制度の普及促進

○自治会や老人クラブ、婦人会、NPO法人等の地域活動団体による有償ボランティア制度を活用した道路の清掃、環境美化活動の推進

○里山の再生や竹林の整備等の森林づくりを促進するための森林ボランティアの育成、活動資機材等への支援



道路愛護ボランティアによる道路の美化



森林ボランティアの活動

《広域的な取組への支援》

海岸漂着ごみの清掃や河川清掃等の広域的な取組を促進するため、幅広い県民参加の呼びかけや市町との調整等を行います。

《水源の保護等に関する取組への支援》

水源の涵養や県土の保全など、森林の持つ多面的な機能の理解と、その維持を図るため、森林・林業関係者と利水企業等との協働した森林の保全活動を支援します。

《活動への助成》

環境美化活動が継続して実施されるよう、各種助成制度等の周知、活用を推進します。

- 各種団体等が行う環境美化活動やボランティア保険等への助成制度の周知と効果的な活用の促進
- 環境美化活動に継続して取り組む団体への支援

《学生等による自主的な活動の促進、支援》

学生等の若者による地域での環境美化活動が促進されるよう、関係団体等と連携し、実践活動等の取組を支援します。

- 県内の大学等で構成するエコキャンパス取組促進協議会との連携による学生等の自主的な環境美化活動への支援
- 環境に関する実践活動を行う学校（やまぐちエコリーダースクール）の取組の普及促進



児童・生徒による環境美化活動（やまぐちエコリーダースクールの取組）

(2) 顕彰の実施

美観の保持及び回復に積極的に取り組む、他の模範となる住民、団体等を顕彰することにより、意識の醸成と、自主的な環境美化の活動を促進します。

第3章 推進体制の整備

県民、事業者、関係団体及び行政が一体となって美しく快適な県づくりを推進するため、関係機関の連携による環境美化施策が着実に実施される仕組みや体制を整備します。

1 県民運動の推進体制

「環境やまぐち推進会議」を推進母体として、環境美化に関する県民運動を県下全域で展開するとともに、県民、事業者、関係団体、市町等の主体的な環境美化活動を促進します。

また、セミナーやイベント、会議等において、環境美化活動の実施状況等の情報提供や意見交換を行うことで、関係機関の参加促進や連携・協力の強化を図ります。



2 市町等との連携

地域における環境美化施策を推進していくためには、関係団体等との連絡調整や回収したごみの処理など、市町の役割が非常に大きいことから、県と市町間の役割分担を踏まえつつ、連携を図りながら環境美化施策を推進します。

また、里山、河川、海岸、港湾、道路、水源等を対象とした環境美化活動の連携など、地域における環境美化活動をより一層促進するため、自主性を活かした活動を展開している民間団体等の関係機関相互のネットワークの整備と連携を強化します。

参 考 資 料

○「美しい里山・海づくりに関する基本方針」策定の経緯

○やまぐちの美しい里山・海づくり条例

○美しい里山・海づくりに関する基本方針検討懇話会設置要綱

○用語解説

「美しい里山・海づくりに関する基本方針」策定の経過

年月日	実施内容等
平成23年	
5月31日	第1回 美しい里山・海づくりに関する基本方針検討懇話会 ○基本方針の基本的な考え方について
6月23日	第2回 美しい里山・海づくりに関する基本方針検討懇話会 ○「美しい里山・海づくりに関する基本方針（仮称）」骨子案について
7月5日 ～8月4日	基本方針骨子案に対するパブリック・コメント
8月24日	第3回 美しい里山・海づくりに関する基本方針検討懇話会 ○「美しい里山・海づくりに関する基本方針」最終案について

骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果概要

1 県民意見募集の実施

(1) 募集期間

平成23年7月5日（火）～8月4日（木）

(2) 閲覧方法

①県庁ホームページ

②文書閲覧（各県民相談室、環境政策課、各健康福祉センター）

③意見提出方法（郵送、FAX、電子メール）

2 提出意見の状況

25件の意見提出があり、その内容は次のとおりでした。

事 項	件 数
基本方針の位置づけに関すること	3件
環境美化活動の広報の充実に関すること	2件
環境教育・環境学習に関すること	12件
県民一斉環境美化活動促進期間に関すること	3件
その他	5件

いただいた意見等を踏まえ、記載内容の修正や用語解説を追加するなど、わかりやすくするとともに、内容の充実に努めました。

やまぐちの美しい里山・海づくり条例

平成 22 年 12 月 21 日

山口県条例第 42 号

私たちのふるさと山口県は、温暖な気候のもと、緑あふれる中国山地、数多くの清流、日本海、響灘、瀬戸内海と三方に開けた海など、多彩で豊かな自然に恵まれている。

とりわけ、本県の中山間地域に広がる里山は、人と自然が共存する日本の原風景とも言える貴重な水源と伝統に支えられ営々と築かれてきたたたずまいを残し、棚田に代表されるように、全国に誇るべき本県のかげがえのない財産である。

また、本県周辺の海域は、国立公園又は国定公園に指定された美しい景観を構成する多くの島々や海岸線に加え、海流や岩礁など自然的条件に恵まれていることから、魚類が豊富であり、長く水産県の名をほしいままにしてきた。

このような多彩で豊かな自然は、豊かで潤いのある県民生活を確保するための地産地消を推進する上で、農林水産業をはじめとするふるさと産業の重要な生産基盤となっている。

こうした恵み豊かな美しい自然や良好な景観は、快適な生活環境を確保しようとする先人の日々の取組の積み重ねによって培われてきたものであり、高齢化が進み、止むことのない人口減少に悩まされる時代にありながらも、こうした環境を営々と守ってきた取組の記憶と併せて将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの使命である。

しかしながら、近年、里山における廃棄物の不法投棄は、美しい景観を損ねるだけでなく、水源の水質の悪化を招くなど、私たちの生活環境に影響を及ぼしている。一方、海洋漂流ごみ、海岸漂着ごみ及び海底堆積ごみの増大は、美しい自然や良好な景観への影響ばかりか、漁獲の妨げとなるなど水産業に深刻な影響を及ぼしており、その発生の抑制と円滑な処理は、今や周辺国と連携して取り組まなければならない国際的な課題となっている。

このため、私たち一人一人が、ふるさとの美しい自然や良好な景観がかげがえのない財産であることを深く認識しつつ、身近な日常生活の中で環境の美化の取組を実践するとともに、県民、事業者、関係団体、市町及び県が協働して、環境の保全及び再生に寄与することを旨として、豊かで美しい県土づくりを推進していくことが極めて重要となっている。

ここに私たちは、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境の美化

及び保全に係る運動を展開するとともに、限りある環境の中で、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することにより、健全で恵み豊かな快適環境県やまぐちの創造を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美しく快適な山口県づくりについて、基本理念を定め、特に環境の美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「県民等」とは、県民、県内に滞在する者及び県内を通過する者をいう。

2 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

3 この条例において「美観」とは、美しい自然及び良好な景観をいう。

4 この条例において「里山」とは、人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地のうち、人が維持管理し、若しくはかつてしていた一団の樹林地又はこれと草地、湿地、水辺地その他これらに類する状況を呈している土地とが一体となっているものをいう。

（基本理念）

第3条 美しく快適な山口県づくりは、自らが行うという認識の下に、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、その責務又は役割を自覚して遂行することにより行われなければならない。

2 美しく快適な山口県づくりは、県、市町、事業者、県民等及び関係団体が、相互に連携を図りながら協働することにより行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しく快適な山口県づくり、とりわけ環境の美化の推進に関する総合的な施策（以下「環境美化施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、環境美化施策を推進するため、市町と連携を図るとともに、市町が行う環境美化施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めるものとする。

- 3 県は、環境美化施策を推進するため、必要に応じ、国又は他の地方公共団体に対し、意見を述べ、又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、美観の保持及び回復に努めるとともに、これらに関する従業者の意識の啓発に努め、県及び市町が行う環境美化施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第6条 県民等は、基本理念にのっとり、地域の環境の美化に関する活動（以下「環境美化活動」という。）を自ら進んで行うとともに、県及び市町が行う環境美化施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 環境の美化の推進

(美観の保持及び回復並びに廃棄物の投棄の禁止)

第7条 何人も、里山、湖沼、海岸、海洋その他公共の場所の美観の保持及び回復に努めなければならない。

- 2 何人も、水源及び水源に影響があると認められる地域の保護に努めなければならない。
- 3 何人も、里山、湖沼、海岸、海洋、水源その他公共の場所においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

(基本方針)

第8条 知事は、環境美化施策を推進するための基本方針を策定しなければならない。

- 2 前項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 環境の美化についての広報に関する事項
 - 二 環境の美化の推進体制に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の美化に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境美化活動の支援)

第9条 県は、県民等及び関係団体が自発的に行う環境美化活動が促進されるように、必要な支援を行うものとする。

(環境美化活動の連携協力体制)

第10条 知事は、美観の保持及び回復のため必要があると認めるときは、事業者及び関係団体との間において、次に掲げる事項について、環境美化活動の連携協力体制を整備することができる。

- 一 環境美化活動に関する県民等の意識の啓発に関する事項
- 二 県民等と連携して行う環境美化活動に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境美化活動に関する事項

(県民一斉環境美化活動促進期間)

第11条 県は、美観の保持及び回復に対する事業者及び県民等の関心及び理解を深めるため、県民一斉環境美化活動促進期間を設ける。

2 県は、県民一斉環境美化活動促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(学習の振興等)

第12条 県は、美観の保持及び回復並びにその取組の歴史に対する事業者及び県民等の関心及び理解を深めるため、学習の振興及び広報活動の充実を図るものとする。

(啓発)

第13条 知事は、環境美化施策を推進するため必要があると認めるときは、事業者及び県民等に対し、啓発を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美しい里山・海づくりに関する基本方針検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 やまぐちの美しい里山・海づくり条例に基づく基本方針（以下、「基本方針」という。）の策定に当たり、県民の多様な意見を反映するため、やまぐちの美しい里山・海づくり条例に基づく基本方針検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、基本方針その他本県の環境美化に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人で組織する。

2 委員は、環境美化活動について識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

(会長)

第5条 懇話会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

基本方針検討懇話会委員

(1 0 名)

分 野	団 体 等 名 称 ・ 役 職	氏 名	備 考
学識経験者			
	山口大学人文学部 教授	辻 正二	会長
県民活動団体			
	(社)山口県快適環境づくり連合会 副会長	岡本 正巳	
	山口県エコキャンパス取組促進協議会	徳川 弓子	
	錦川流域ネット交流会 代表	白井 啓二	
	下関景観協議会 事務局長	大迫 芳彦	
事業者			
	山口県漁業協同組合女性部 環境委員	津室 好子	
	(社)山口県産業廃棄物協会 事務局長	児嶋 高英	
	(社)山口県周南清港会 事務局長	菱川 司	
	長府扇町安全協議会 相談役	米屋 泰宏	
行政			
	下松市生活環境部環境推進課 課長	小田 修	

用語解説

アダプト制度

「アダプト」とは、英語で養子縁組をするという意味で、地元住民や事業者が、地元の道路や川の土手のような公共物を自分たちの養子とみなし、定期的に空き缶拾いなどの環境美化活動を行うボランティア制度。行政は、ごみ処理やごみ袋の提供等の支援。

エコキャンパス取組促進協議会

ゼロエミッションの推進に向けて、山口県内の12大学が連携し、学生と教職員の協働によるごみ減量化・リサイクル等の取組を促進するため、情報の交換、事業の企画調整、実施等を行う協議会。（平成16年10月設置）

NPO

Non-Profit Organization の略。まちづくり、福祉、教育などの様々な分野で組織的な活動を行う、営利を目的としない民間団体。

環境学習指導者バンク

地域で行われる環境に関する学習会、講演会やフィールド等を利用した環境に関する体験学習、工作教室等に対し、「環境アドバイザー」又は「環境パートナー」の講師・指導者を派遣する山口県の制度。

環境学習プログラム（こども環境学習プログラム）

環境問題を日常生活に密着した問題としてとらえ、体験を通して環境への感受性や提案する力を育てることを目的に、山口県が作成した環境学習用のテキスト。幅広い分野の環境学習の目的、手法など、環境学習を進めていく上で必要な情報を記載。

「こども環境プログラム」は、幼少期の子どもを対象とした環境学習用テキスト。

環境やまぐち推進会議

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指して、県民、事業者、行政等が相互に連携し、脱温暖化社会や循環型社会の形成、自然との共

生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とし、情報交換や普及啓発用を通じて参加団体による実践活動等の推進を図る組織。（平成19年3月設置）

里山

都市や農山村の暮らしの身近にあり、かつては薪炭生産など人と深い関わりをもっていた森林。本県の森林の大半を占める。

「小さな親切」運動

公益社団法人「小さな親切」運動本部を中心に推進されている地域に根ざした親切運動。活動の一つとして、地域の環境美化活動「日本列島クリーン大作戦」がある。

やまぐちいきいきエコフェア

日常生活に密接に関連し、着実な対応が求められる環境問題について、理解と認識を深め、環境にやさしい行動や生活の実践の輪を拡げていくことを目的に開催され、子どもから大人まで楽しみながら環境について学べる参加・体験型イベント。

やまぐちエコリーダースクール

児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成するため、環境マネジメントシステム（PDCA サイクル）を取り入れ、全校規模で環境教育に取り組み、その成果が認証された学校。

美しい里山・海づくりに関する基本方針

平成23年（2011年）10月

山口県環境生活部環境政策課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL:083-933-2690 FAX:083-933-3049

E-mail:a15500@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ「やまぐちの環境」
<http://eco.pref.yamaguchi.jp/>

で



